

(2) 歳入確保

- 大阪府では、歳入確保を図るため、これまでも府有財産の処分をすすめてきましたが、さらに、府民共通の財産として、現在の利用形態や貸付方法の見直しも含め積極的に調整を図り、財源確保を行います。
- また、基金の活用や債権回収の強化などに取り組みます。

項目	内容	取組額（単位：億円）		
		H23	H24	H25
① 財産・債権管理等				
(i) 府有財産の活用と売却	保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う	23 (23)	56 (54)	89 (71)
(ii) 基金の活用	府営住宅整備基金に積立てた活用可能財産による未利用地の売却額分は、府営住宅を適正に管理するため、計画修繕に活用する	6	10	18
(iii) 債権管理の強化対策	府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「特別回収・整理チーム(仮称)」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく	43	41	39
合計		72 (23)	107 (54)	146 (71)
一般財源ベース		49	53	75

※府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。()内の数字は積立てを行う額。
 なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要

《今後取り組むもの》

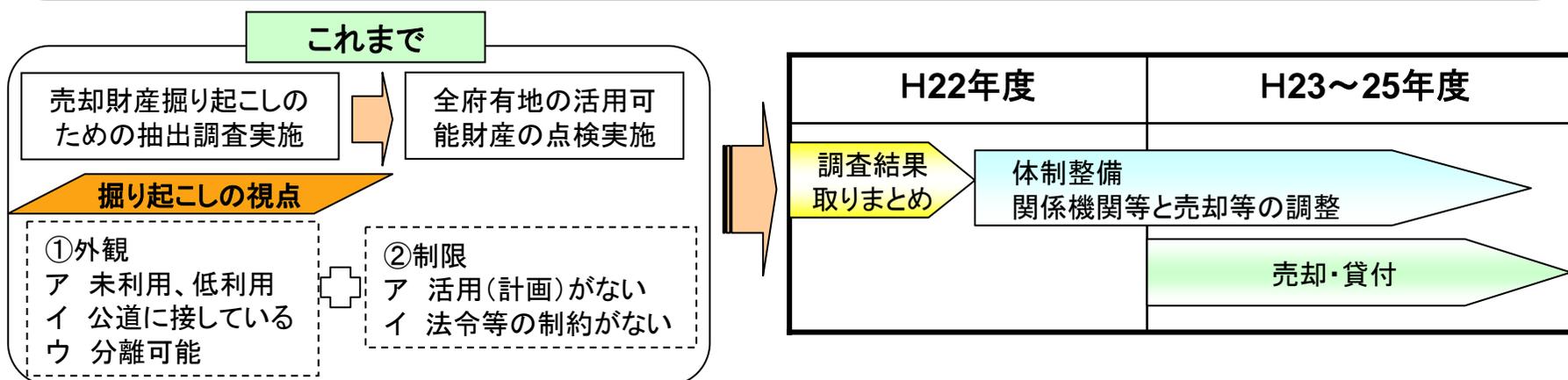
項 目	内 容
① 財産・債権管理等	
(iv)その他	宝くじの発行のコストの徹底検証や配分ルールの見直しを求め、地方公共団体へのさらなる還元を図る
② 課税自主権	超過課税及び法定外税について学識経験者を交え検討
③ 使用料・手数料の設定見直し	受益者(サービス利用者)の特定されるすべてのサービス・事務を原則としてフルコストで積算した使用料・手数料を徴収する方向で見直し

① 財産・債権管理等

(i) 府有財産の活用と売却

【現状と今後の取組み】

- ◇ 平成21年度
 - ・売却財産の掘り起こしを行うため、府有地の1割程度(147件)を抽出調査
(活用可能割合約27%〔40/147〕)
 - ・この結果を踏まえ、21年度末を目途に全府有地(約1,400件)について、活用可能財産の有無を確認
- ◇ 22年度
 - ・調査結果の取りまとめ、公表
- ◇ 22年度～
 - ・体制整備 ・関係機関等と売却等に向けた調整
- ◇ 23～25年度
 - ・売却・貸付可能財産について、売却・貸付を実施



(iii) 債権管理の強化対策

【現状と今後の取組み】

- ◇ 大阪府の収入未済額は高水準で推移しており、厳しい財政状況等を踏まえ、「債権回収・整理に関する条例(仮称)」の制定をめざし、
 - ①府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図る。
 - ②「特別回収・整理チーム(仮称)」を設置するなど、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく。

	現 状	新たな取組みへの検討項目
債権回収 (徴収)の 強化	収入未済額や回収(徴収)進捗状況などの 情報開示が不十分である	債権の回収・整理の推進のため、計画・目標・公表等を内容とする 条例の制定をめざします。 【9月議会への提出】
	原則、府職員が直接回収を実施している	自力執行権のない債権の民間委託の拡大を検討していきます。 【23年度に向けた拡充】
	税外収入延滞金を徴収する条例が未整備 である	延滞金を賦課する条例(未然防止)の整備を行います。 【9月議会への提出】
税外の長期 延滞債権の 整理	不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基 準がない	債権整理をすすめるための条例の制定をめざすとともに、全庁統一 的な債権整理ルール(債権放棄基準など)を策定します。 【9月議会への提出】
	長期延滞債権の回収・整理を債権所管課 で実施している	「特別回収・整理チーム」(仮称)を設置し、所管課への支援を行うとと もに、困難事案などの処理を実施します。 【22年秋にチーム発足】
制度管理	債権管理事務が庁内で統一されていない	債権管理簿の統一化 【9月議会までに策定】

【目標の設定】

- ◇ 債権の回収・整理の目標設定(税外滞納債権の圧縮額等)は、債権回収・整理計画策定後に設定(11月公表予定)
- ◇ なお、府税債権の滞納については、平成22年度に繰越した滞納額200億円(個人府民税を除く)を3年間で一掃でき
るよう、平成22年度は40%圧縮(H22年度 圧縮見込額88億円)を目標とする

(iv) その他

宝くじ発行に関する検証と見直し

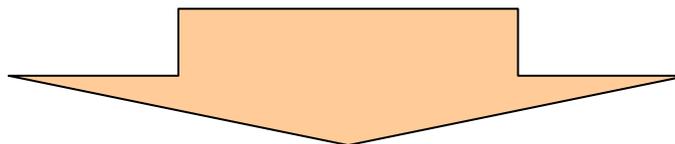
【今後の取組み】

■宝くじ発行に伴うコストの徹底検証

- ◇ 宝くじ発行にかかるコスト及び普及宣伝費の内容を精査し、必要性を検証

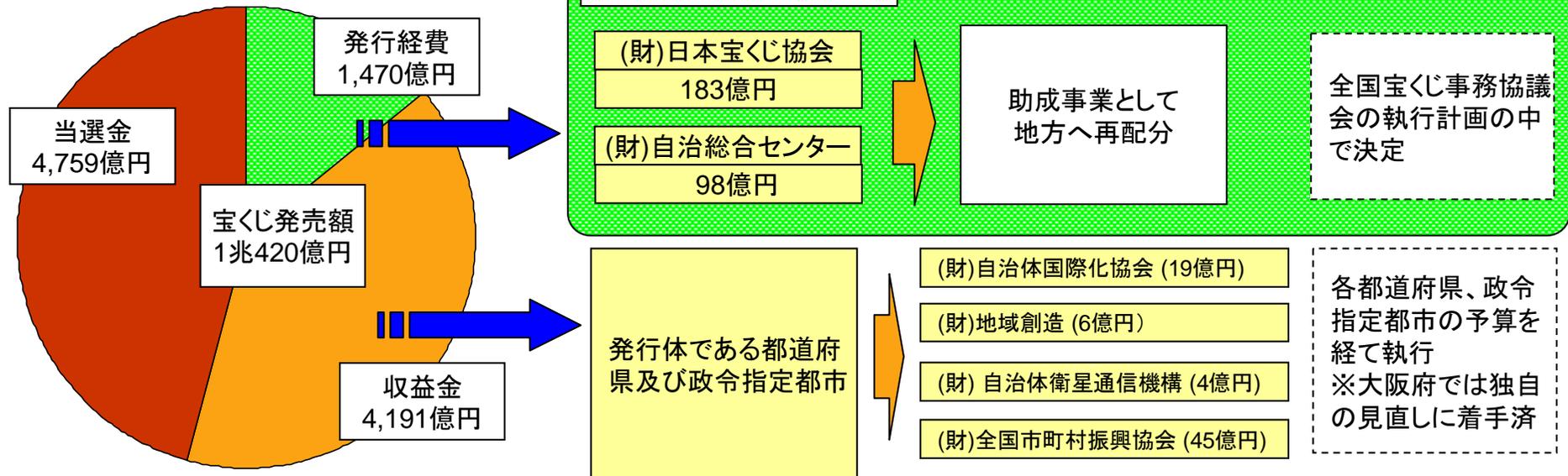
■宝くじ発売額の配分ルールの見直し

- ◇ 発売額の一部が、国が所管する公益法人を通じて地方公共団体等に分配される複雑な交付形態等について見直し



- ◇ 宝くじは、法律上、地方公共団体を実施する公共事業や公益増進事業等の地域振興事業に必要な地方財政資金の調達を目的に、発売が認められており、地域の自主財源である。
- ◇ 全国宝くじ事務協議会等の議論の場に積極的に参加し、コストの検証や配分ルールの見直しを求め、地域へのさらなる還元を図る。

平成20年度宝くじ発売額の配分



行政刷新会議(事業仕分け)における評価【H21.5. 21】

- 宝くじの普及宣伝事業及び普及広報事業、市町村振興に係る事業は廃止。
- 国際交流、自治体通信、文化・芸術振興に係る事業は、見直しを行うとともに、地方自治体負担のあり方を見直し

【主な課題】

- ◇ 発売額の一部が、宝くじの普及宣伝費として、国の公益法人を通じて地方公共団体等に分配されるなど、複雑な交付形態等により中間コストが上積みされている(行政刷新会議による指摘)。
- ◇ 宝くじの発売額(=売上金)の用途について、発行団体である都道府県及び政令市のチェックがしっかり働いていない。

取組みによる効果

- ◇ 宝くじ発行に関するガバナンスの強化
- ◇ 地方公共団体の貴重な財源として地域への還元を図る

② 課税自主権の活用(超過課税および法定外税)

<現状>

- 報告書でも記載したとおり、府では法人府民税(均等割・税割)及び法人事業税において超過課税を実施しており、法人の皆様には、標準より多くの税をご負担いただいているところです。
- 一方、他の都道府県の状況を見ると、府では実施していないものとして、個人道府県民税(均等割)は30団体で、個人道府県民税(所得割)は1団体で超過課税が導入されています。
- また、法定外税については、法定外目的税制度の創設された平成12年度以降、産業廃棄物税等を中心に、全国的な広がりを見せつつあります。

<課題>

- ◇ 現行の国と地方の税体系のもとでは、課税自主権を発揮する余地はそれほど大きくありません。将来的には、より広範な税率操作権をはじめ、地方自治体が自らの裁量で課税できるような、税財政制度の抜本改革が必要です。
- ◇ 一方、報告書でも示したとおり、大阪府財政は、個人・法人ともに税収が低迷する中、懸命の財政健全化努力を続けていますが、今後も、社会保障関係経費や過去に発行した地方債を償還するための経費など、行政需要の増加が見込まれています。
- ◇ 今後も、府として、財政健全化に向けた不断の努力は続けますが、それでも財源が不足する場合、行政サービスの水準を落とすのか、それとも府民の皆様にご負担をいただくのかを選択しなければなりません。

【参考】

○ 他府県の状況

法定外税		超過課税			
普通税	石油価格調整税	沖縄県			
	核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県			
	核燃料等取扱税	茨城県			
	核燃料物質等取扱税	青森県			
目的税	産業廃棄物税等（最終処分場等への産業廃棄物の搬入に対して課税するもの）	道府県民税	個人	均等割	30団体 （秋田県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、福岡県など）
			個人	所得割	神奈川県
	産業廃棄物税等（最終処分場等への産業廃棄物の搬入に対して課税するもの）	道府県民税	法人	均等割	30団体 （秋田県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、福岡県など）
				税割	46団体（静岡県除く46都道府県）
宿泊税	東京都	法人事業税		8団体 （宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）	
乗鞍環境保全税	岐阜県				

○ 超過課税： 条例により、地方税法で定められている標準税率を超えた税率で課税することです。

○ 法定外税： 地方自治体が、地方税法に定められた税目以外に、条例により新設する税目で、総務大臣の同意を要します。

なお、次のいずれかに該当すると認められる場合を除いて、総務大臣は同意しなければならないと定められています。

- ① 国又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

<今後の方針>

- ◇ 超過課税については、地方税法では、「財政上その他の必要があると認める場合において」適用可能とされており、府の財政状況に鑑みると、行財政改革の徹底を前提とした上で、積極的に検討すべき課題といえます。
- ◇ 社会保障関係経費をはじめとした今後増加が見込まれる財政需要に対応するため、府民の皆様に薄く広くご負担いただくという観点等から、全国30道府県で導入されている「個人道府県民税」への超過課税やその他の税目への超過課税について、府においても導入の可能性について検討します。
- ◇ 法定外税の導入については、全国的な動向も参考にしつつ、府においても、検討を行います。また、新たな施策を実施する際には、その財源を税や受益者負担金に求めることも検討します。
- ◇ このような課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年度中に取りまとめます。
- ◇ こうした府独自の取組みと併せて、国に対して、地域偏在の少ない地方消費税の拡充や地方環境税(仮称)の創設等について働きかけていくとともに、地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境の整備を求めています。

【今後の検討等テーマの例】

府単独で実施するもの	<p>○ 超過課税</p> <p>【現状】 大阪府では法人府民税(法人税割・均等割)、法人事業税について実施。全国的には法人二税の外に、個人道府県民税について30道府県で実施。この他、個人事業税、不動産取得税、自動車税、ゴルフ場利用税について超過課税が可能。</p> <p>【検討の方向性】 今後増加が見込まれる財政需要に対応するため、超過課税の導入の可能性について検討。</p>
	<p>○ 法定外税</p> <p>【現状】 核燃料税等14県、産業廃棄物税等27県、宿泊税(東京都)、乗鞍環境保全税(岐阜県)、石油価格調整税(沖縄県)で導入。大阪府では導入していない。</p> <p>【検討の方向性】 全国的な動向も考慮しつつ、府の施策推進の観点、課税技術上の観点等から、導入の可能性について検討。</p>
国に導入を求めるもの	<p>○ 自動車税等</p> <p>【現状】 自動車税と自動車重量税を一本化し、二酸化炭素排出量と税額が連動する仕組みを導入する「環境自動車税」を地方税として創設することを、総務省が提案(平成21年11月)。</p> <p>【検討の方向性】 将来的に自動車税と自動車重量税を一本化する場合には、地方税とするとともに、車検時課税制度の導入を要望。</p>
	<p>○ 環境税</p> <p>【現状】 地球温暖化対策のための税について、23年度実施に向けた成案を得るべく、国において検討。</p> <p>【検討の方向性】 「地球温暖化対策のための税」の創設に当たっては、「地方環境税(仮称)」の創設等、地方税財源の拡充につながるよう要望。</p>

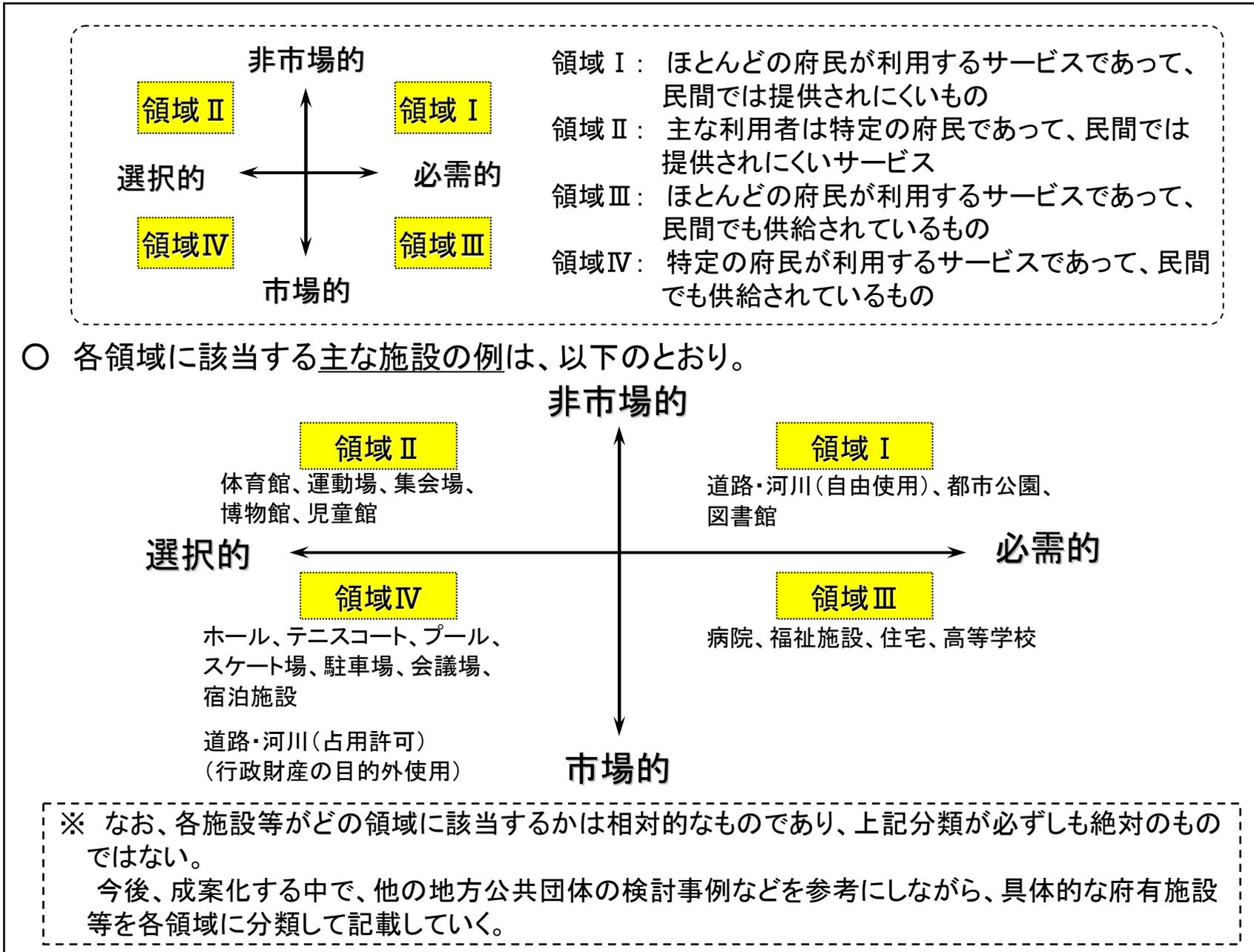
③ 使用料・手数料の見直し

(i) 基本的な考え方

- 受益と負担の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるすべてのサービス・事務等について使用料・手数料を徴収することを原則とする。
- 使用料・手数料は、原則としてフルコスト(※)で積算。
(※) 直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など
- フルコスト以外の手法で積算を行う場合は、その理由を明示するとともに、適宜、運用の実態を点検。
- 減免については、その適用が広範なものとなっていないか点検するとともに、他制度が補完するもの(例:生活保護費の算定基礎に入っている経費)については厳格に除外。

(ii) 使用料見直しの手法

- 使用料については、施設等の性質に応じて、2つの基準の組み合わせによって、I～IVの4つの領域のいずれに属するかを区分し、それぞれの区分に応じて算定する(次ページ)。
 - ① 提供されるサービスが日常生活のうえで必需的か、選択的か(必需性)
必需的・基礎的なサービスは、公共性が強く、税投入が比較的正当化される一方、選択的なサービスは、生活や余暇の充実のためのサービス等であることから、使用料によって賄うべき度合いが高いと考えられる。
 - ② 民間でも提供されるサービスかどうか(市場性)
市場経済では提供されにくいサービスについては、原価計算を基本としつつも、他府県や市町村の水準を参考に使用料を設定せざるを得ない一方、民間でも提供されるサービスについては、原則として民間と同等の使用料を徴収することが妥当と考えられる。





- すべての使用料について、まずは原価計算による使用料水準を算定する。
 - ・ **原価** : 建設コストを除く人件費、維持管理費等のフルコスト
- この原価に、領域Ⅰ～Ⅳの区分に応じて、以下の受益者負担割合を乗じた額を、原則的な使用料の水準とする。
 - ・ **受益者負担割合**

{	領域Ⅰ	: 原則	0%
	領域Ⅱ・Ⅲ	: 原則	50%
	領域Ⅳ	: 原則	100%
- 上記水準を原則としながら、他府県(市町村)や民間サービスの価格水準と比較考量のうえ、最終的な使用料を決定する。

なお、例えば同じ領域であっても、サービスの内容によって市場性や必需性の度合いに相違が生じることもあるため、受益者負担割合には一定の幅を持たせることも検討。

※ 法令等により使用料水準またはその算定方法が定められているものは、検証の上、必要に応じて国に見直しを要望。

(iii) 手数料見直しの手法

○ 現在、手数料の徴収が可能と思われる事務について、他府県や市町村での徴収実績があるにもかかわらず、府では徴収していない事務がある。

⇒ 受益者が特定されるあらゆる事務について、手数料の徴収を検討(原則として徴収することとし、例外的に徴収しないものについては、その理由を明示)。

【手数料を徴収しない事務の基準 (案)】

- ① 法令により無償で実施しなければならない事務
- ② 目的が直接的な給付の前提としている事務
例) 生活保護申請など、直接的扶助や現金給付の前提となる申請
補助金交付申請、減免申請など
- ③ 処理件数が著しく少ない、非定型であるなど、手数料の算定が困難な事務
- ④ 事務処理コストが著しく少額な事務

○ 手数料についても、原則としてフルコストによる原価計算によって積算。

・ **原価** : 人件費、物件費(間接経費も含むあらゆる経費)

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)」に基づいて設定している手数料についても、その水準の妥当性を検証し、必要に応じて改定。

※ 法令で手数料の金額が定められているものについては、検証の上、必要に応じて国に手数料の引き上げを要望。

(iv) 減免について

- 公益上の目的や公益上の必要のために使用させる場合として、広く減免対象としているものがあるが、包括外部監査の意見等も踏まえ、類似案件についても再検証し、さらに減免対象を限定していく必要がある。
- 使用料・手数料の性質によっては、減免によって対応するのではなく、使用許可等の相手方に対する補助金等として交付することが、透明性の確保につながることに留意。
- 減免を受けようとする者が、他の制度により重複して負担の軽減を受けることにならないよう、他制度が補完するものについては厳格に除外していく必要。
- 行政財産使用料・普通財産貸付料については、平成18年2月策定の減免基準を見直し、減免措置の厳格化を図る。
- また、公の施設使用料のうち、小中学生の入場料を無料としているものについて、有料化も検討する。

【見直しのすすめ方】

- ① 減免の現状把握(減免の相手方と件数、金額や二重減免の有無、独自基準など、運用の実態調査)
- ② 減免基準(特に手数料)の設定(統一化)と、それに沿った見直しの実施

(v) 個別検討課題(案)

(※ 今後、成案化する中で適宜追加・見直し)

○ 使用料について

- ・ 行政財産使用料及び普通財産貸付料の料率水準の妥当性の点検
 - ・ 行政財産使用料の料率は、現在、土地の場合で3%(←全国最低水準)
 - ・ 普通財産貸付料の料率は、土地の場合、非営利で5.6%、営利で7.4%(全国中位)
- ・ 道路、河川等の占用料の水準と区分の妥当性の点検
- ・ 使用料等を徴収している府県があるにもかかわらず、府では徴収していない施設が存在例) 職業技術専門校授業料 など

○ 手数料について

- ・ 他府県で徴収している例があるにもかかわらず、府では徴収していないものが散見例) ・ 境界明示手数料・幅員証明
 - ・ 砂防指定地内制限行為許可申請手数料(急傾斜地等も同様)
 - ・ その他、各種証明手数料
- ・ これらの事務とあわせて、広く「受益者が特定される」事務を全庁調査のうえ、原則徴収するという視点から、手数料徴収の可能性について検討

○ その他

- ・ 延滞金徴収条例の制定
- ・ 電子申請の推進・クレジットカード納付の拡大
- ・ 広域によるシステム共有化等の取組み推進 など

◇ 具体的な見直し対象や料金水準、実施時期などについては、平成22年度中に検討。

(3) 新公会計制度の導入

【新公会計制度の導入】

- ◇ 大阪府では、府民への財務情報の更なる開示と効率的な行財政運営を推進するため、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を採り入れた、日々仕訳方式による新公会計制度を、平成24年度から導入。

【現状】

- ◇ 現在の単式簿記・現金主義による官庁会計は、予算の執行状況の明確化はできるが、ストックやフルコストの情報など自治体をマネジメントするための情報が不足。
- ◇ そのため、多くの自治体が財務諸表を作成しているが、総務省が提示する2つのモデル(基準モデルと改訂モデル)には課題がある。
 - ・ 改訂モデルは、個別の組織や事業についての財務情報を得られず、官庁会計決算の組替えのため精度に難点がある。
 - ・ 両モデルとも、国際公会計基準や民間の企業会計とは乖離。

新公会計制度 の特色比較	東京都会計基準	総務省方式	
		改訂モデル	基準モデル
作成方法	・ 日々の会計処理の段階から複式仕訳データを蓄積し作成	・ 官庁会計決算を組み替えて作成	・ 複式仕訳データから作成 (固定資産は特殊な仕訳)
税収の取扱い	・ 行政コスト計算書の収入に計上	・ 純資産変動計算書の一般財源に計上	・ 純資産変動計算書の一般財源に計上
資産評価	・ 原則として取得原価	・ 売却可能資産は時価で毎年度評価替 ・ 他の有形固定資産は取得原価	・ 土地は時価もしくは取得原価 ・ 建物等は取得原価
純資産変動計算書	・ 純資産の変動状況を計上	・ 税収等や臨時損益等を計上	・ 純資産の変動状況のみならず固定資産等の増減とその増減に伴う財源内訳も計上

導入内容

- ◇ 新公会計制度の導入のため、既に導入済みの東京都と連携しながら、既存の財務会計システム等の改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行う

新公会計制度で得られるストック情報やフルコストなどの財務情報を自治体経営に活用

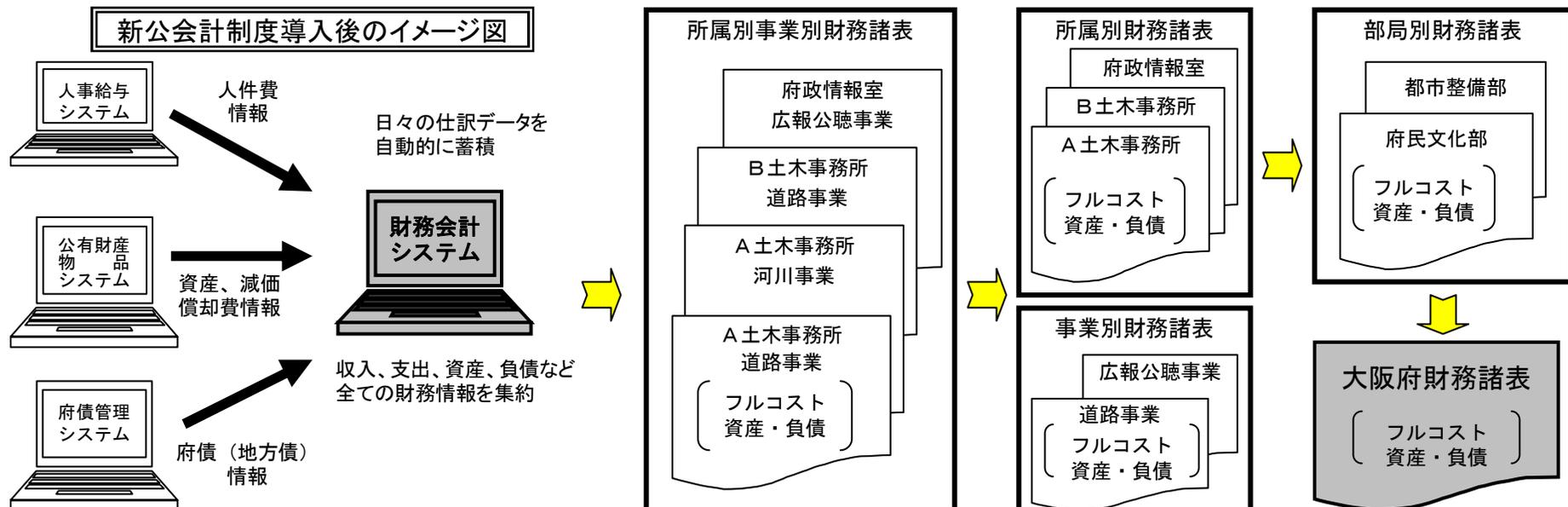
★ 財務諸表の特徴

貸借対照表	資産、負債等のストック情報
行政コスト計算書	減価償却費や金利、人件費を含めたフルコスト情報
キャッシュ・フロー計算書	現金収支の活動区分(行政サービス・投資・財務)別情報

- ★ 財務諸表では、基金借入金や貸倒引当金など、官庁会計では見えにくかった負担やリスクも、分かりやすく表示可能
- ★ 日々入力方式の導入により、期中での財務情報の把握が可能

- ◇ 日々の会計処理の段階からリアルタイムで複式処理を行うことで、会計別をはじめ、所属別や事業別など多様な財務諸表を作成することができ、精度の高い財務情報が得られる

- ◇ 東京都と同様、国際公会計基準や民間の企業会計に近い会計基準を策定



導入の効果

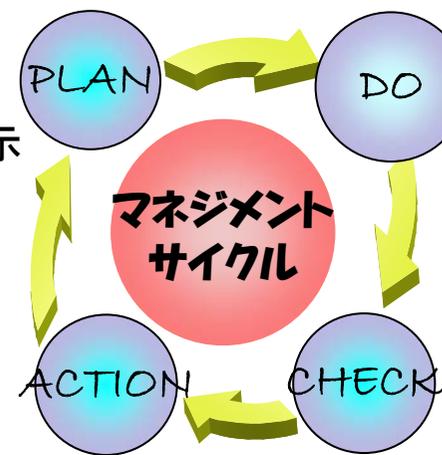
新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用

■ アカウンタビリティの充実

- ・ 財政運営の全体像など大阪府の財務情報を府民に分かりやすく開示
- ・ 議会における決算審査資料の充実に寄与

■ マネジメントの強化

- ・ PDCAサイクルの構築により、「変革と挑戦」を支える
自治体マネジメント改革に活用
⇒ 決算財務分析や事業評価の質の向上、要員マネジメント、
予算編成への反映、財産管理・活用、監査での活用 など



他団体への普及のための大阪府の取組み

全国レベルでの公会計制度改革に向けた取組みを行う

■ 複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の早期導入の必要性を積極的にアピール

- ⇒ 全国知事会、近畿ブロック知事会への提言、府内市町村へのアピール など

■ 平成22年度は東京都と連携して「公会計制度改革推進プロジェクト」に取り組む

- ⇒ 公会計白書(仮称)の作成 など